

新庁舎建設基本設計業務委託公募型プロポーザル参加資格に関する質問書への回答

令和7年11月21日17:00時点

No.	質問箇所等	質問事項	回 答
1	実施要領 2頁 第6条3項	「単独企業又は共同企業体の代表者は、～その所在地は、本店又は支店等が愛知県、岐阜県又は三重県であること。」とありますが、「支店等」に含まれる範囲についてご教示いただけますでしょうか。	「支店等」につきましては、支店、営業所、事務所等の名称は問わず、本店とは独立して営業活動を行い、独自の判断で契約締結などを行える権限を持つ拠点をさします。つまり、業務実態が会社法第930条における「当該支店の所在地において、支店の所在地における登記をしなければならない。」を満たしていることとなります。
2	公告 3頁	建築基準法施行令第130条の5の4第一号の規定を準用とありますが、別表第2（い）項から「市営住宅」「公共学校」「市民病院」等1500㎡以上であれば類するものに該当いたしますでしょうか。	「庁舎」の用語の定義は、「建築基準法施行令第130条の5の4第一号の規定を準用」としています。そのため、「庁舎」とは、「税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの」となり、建築基準法別表第2（い）の「市営住宅」、「公共学校」、「市民病院」等は、対象外となります。